

中小企業施策利用ガイド ①

経営改善・資金繰り支援対策、震災対策など中小事業者が利用できる国の施策・各支援制度の概要を順次紹介する。



『複数社が連携して行う高度な取組のための設備投資等を支援してほしい』

ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金

「コネクテッド・インダストリーズ」の取り組みを日本経済の足腰を支える中小企業・小規模事業者等に広く普及させるため、また、地域経渋を牽引する事業がもたらす地域経済への波及効果をより高めるため、複数の中小企業・小規模事業者等が連携して取り組む生産性向上に資する革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援する。

●支援対象

以下の要件を満たす事業計画(3~5年)を策定し実施する中小企業・小規模事業者等であること。

- ①付加価値額の年率3%以上向上
- ②給与支給総額の年率1.5%以上向上
- ③事業場内最低賃金を地域別最低賃金30円以上向上

●支援内容

複数の中小企業・小規模事業者等が連携して行う新たな付加価値の創造や生産性の向上を図る取り組みに必要な設備投資等を支援する。

■補助金上限額

企業間連携型(連携体は2~5者まで、最大2年間支援) : 事業者ごとに2000万円

サプライチェーン効率化型(連携体は2~10者まで) : 事業者ごとに1000万円

■補助率

企業間連携型、サプライチェーン効率化型: 中小企業者2分の1、小規模事業者等3分の2

●利用方法

(1) 公募期間中に補助金申請システム・J グランツによる申請書提出

(2) 外部有識者で構成される審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定

(3) 補助金の交付決定通知後、試作品・新サービス開発、設備投資等を実施し、終了後に成果を報告

(4) 事務局による検査後、補助金を受給

(5) 事業終了後5年間の成果を毎年報告

問い合わせ先 経済産業省地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課 電話: 03-3501-0645

問い合わせ先 経済産業省地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課 電話: 03-3501-0645